

# 新型インフルエンザ等対策業務計画

## 第3版

グラクソ・スミスクライン株式会社

**2017年7月**

# 1. 総則

## (1) 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針

### ① 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的

グラクソ・スミスクライン株式会社（以下「GSK」と略）は、平成25年4月施行の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定公共機関として指定されました。

同法第9条では、新型インフルエンザ等政府行動計画（以下「政府行動計画」と略）または 都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」と略）を作成することが定められています。

これを踏まえ、GSKでは本業務計画を策定し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期し、新型インフルエンザ等発生時には、国、地方公共団体と連携協力して医薬品の製造 および販売を確保して、国民の感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命および健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小とすることに資することを目的とします。

### ② 新型インフルエンザ等対策業務計画の基本方針

新型インフルエンザ等の脅威が高まった場合には、新型インフルエンザ等対策チームが本業務計画記載のGSKパンデミック判定ガイドを利用して脅威を評価し、新型インフルエンザ等の対策を実施します。

新型インフルエンザ等発生時は、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、本業務計画に従い、事前に指定された重要業務に不可欠な要員による業務継続に努めます。

また、GSK社内または他の行政機関の長等と共同して新型インフルエンザについての訓練を行い、12～18カ月ごとに見直すこととします。

## (2) 業務計画の運用

本計画は役員・社員・契約社員・派遣社員・業務委託先を含むGSK全社員に適用されます。

本計画は、政府行動計画の被害想定に基づき、全人口の約25%が罹患し、流行ピーク時約2週間の社員欠勤率を最大40%程度と想定します。

## 2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### (1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制

平常時には、新型インフルエンザ等対策チームが、GSKグローバル本社と連携して情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進します。さらに、国や地方公共団体等からの情報収集及び連携を強化し、国内発生時に備えた準備を進めます。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合は、政府対策本部の設置状況やGSKグローバル本社の指示等を踏まえ、GSKビルに新型インフルエンザ等対策本部を設置・運営します。

国内での患者数が増加し、対策本部メンバーのGSKビルへの出勤が困難になった場合には、在宅勤務による電話・インターネット会議により、対策本部を運営します。

#### < 新型インフルエンザ等の発生状況と新型インフルエンザ等対策実施体制の関係 >

新型インフルエンザ等発生状況	新型インフルエンザ等対策実施体制
未発生期	新型インフルエンザ等対策チームが発生情報を収集、発生時の対策を準備する
海外発生期	新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国内発生に備えた対策を開始する
国内発生期・感染期	新型インフルエンザ等対策本部の指示に従い、対策実施と重要業務継続に努める
小康期	新型インフルエンザ等対策本部を廃止し、新型インフルエンザ等対策チームによる平常時の体制に移行する

#### < 新型インフルエンザ等対策の実施体制と役割 >

部門	役割
社長	新型インフルエンザ等対策本部長として、新型インフルエンザ等対策本部の設置・廃止、新型インフルエンザ等発生時の重要業務、縮小業務及び休止業務の決定など、重要な意志決定を行う。
経営会議メンバー	新型インフルエンザ等発生時は、所管する重大な業務プロセスについて業務継続計画が実行されていることを確認し、業務継続に努める。 新型インフルエンザ等対策本部に業務継続状況を報告し、必要に応じて指示、助言や支援を得る。

コンプライアンス	平常時は新型インフルエンザ等対策チームとして、新型インフルエンザ等の情報収集を行う。 新型インフルエンザ等発生時は、新型インフルエンザ等対策本部の事務局として、本部の運営、GSK グローバル本社との連絡、業界団体との連絡調整を行う。
人財	平常時は新型インフルエンザ等対策チームとして、社員の健康管理、新型インフルエンザ等の教育を行う。 新型インフルエンザ等発生時は、新型インフルエンザ等対策本部メンバーとして社員の欠勤状況の管理、就業関連の実務対応を行う。
総務	新型インフルエンザ等発生時に新型インフルエンザ等対策本部メンバーとして、GSK 施設の管理を行う。
購買、財務 ファイナンスシェアード サービス	新型インフルエンザ等対策に必要な物品の調達・備蓄、経理業務を行う。
今市工場 危機管理チーム コーディネイター	今市工場における社員の新型インフルエンザ等の感染状況を把握し、新型インフルエンザ等対策チームに報告、新型インフルエンザ等対策を実施する。
フィールドコミュニケーション	リージョナルオフィス・セールスオフィスの社員の新型インフルエンザ等の感染状況を把握し、新型インフルエンザ等対策チームに報告、新型インフルエンザ等対策を実施する。
コミュニケーション	GSK 社内、および報道機関等社外機関への情報提供を行う。
渉外・医療政策・患者支援	国や地方公共団体、医療関係団体との連絡調整を行う。
流通政策	医薬品卸売販売業者との連絡調整を行う。
営業	各地域の医療機関との連絡調整を行う。
GMS(生産・品質保証)	医薬品(Medical critical products)についての在庫管理と海外拠点との連絡調整、出荷時の品質保証を管理する。
GMS(物流)	医薬品(Medical critical products)についての在庫管理と国内流通上の連絡調整を特約店、物流会社と調整を行う。

なお、平常時の新型インフルエンザ等対策チームは、コンプライアンスおよび人財より構成される。

## (2) 情報収集・共有体制

### ① 平時における情報収集・共有体制

GSKでは、新型インフルエンザ等対策チームが国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報をWHO, CDC等の国際保健機関、厚生労働省、外務省など国や地方公共団体、業界団体、医療関係機関、およびGSK本社等から収集し、医療政策部等を通じて適切に情報共有します。

また、これらの情報はGSKのイントラネットや社内メールを通じて、適宜社員に提供・周知します。

### ② 発生時における情報収集・共有体制

新型インフルエンザ等発生時には、上記情報収集・共有に加え、新型インフルエンザ等対策本部の指示の下、社員からの就業管理システム、安否確認システム、メール・電話等による申告に基づき社員および同居する家族の感染状況、今後の欠勤の可能性を個人情報取り扱いに十分配慮しつつ、新型インフルエンザ等対策本部にて一元的に管理します。

事業継続に影響が出る可能性がある場合は、コミュニケーションが各関係機関との窓口部門（渉外・医療政策・患者支援）と迅速に連携し、情報提供を行います。

## (3) 関係機関との連携

### ① 新型インフルエンザ等対策業務実施にあたり連携が必要となる関係機関

厚生労働省医政局経済課、内閣官房新型インフルエンザ等対策室、東京都総務局総合防災部防災管理課、渋谷区保健所、各地域の医療機関、医薬品卸売販売業者、日本医師会、日本薬剤師会、日本製薬工業協会

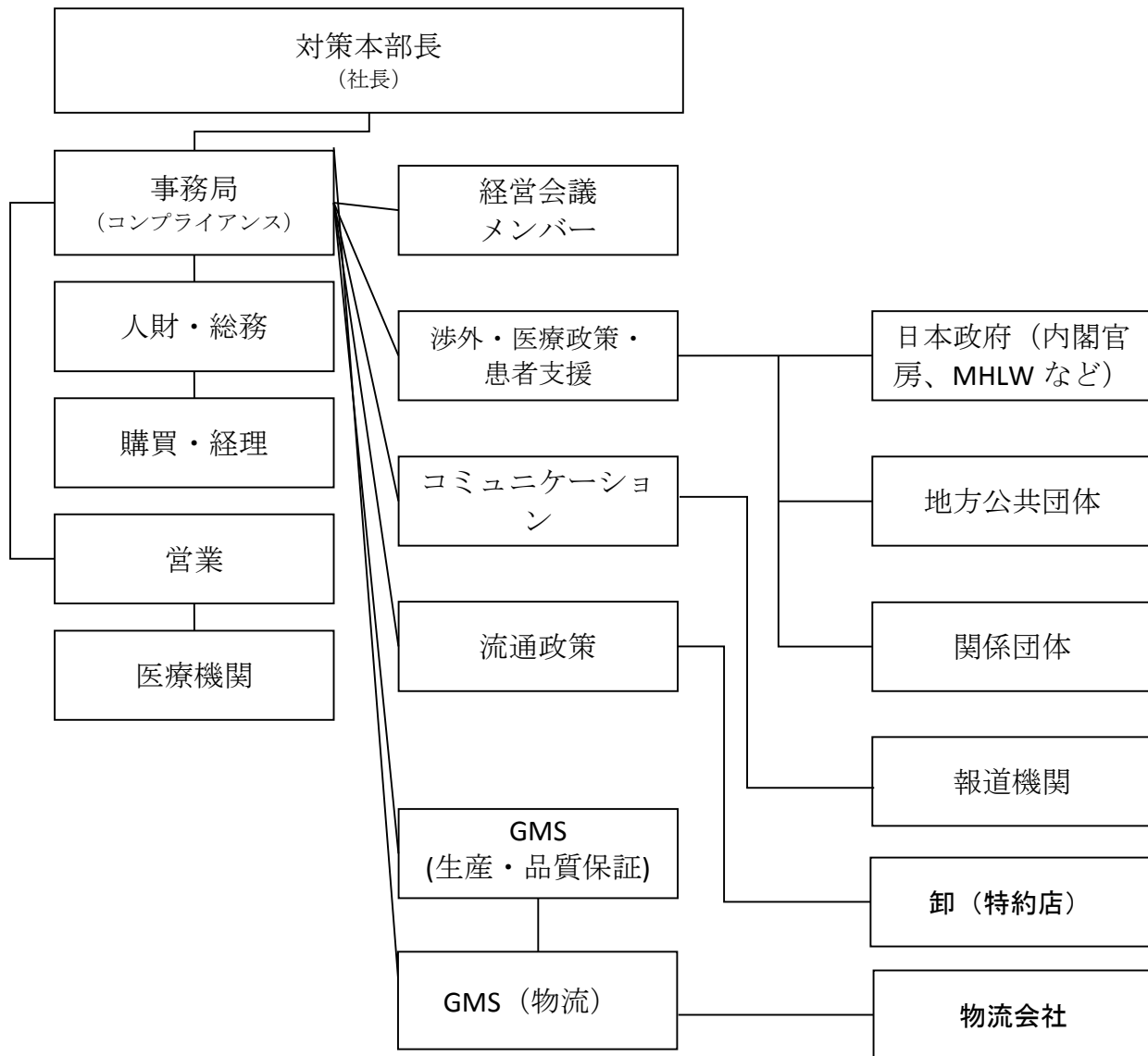
※各関係機関の連絡先は各連絡窓口部門にて管理・更新します。

### ② 発生時における連携方法

新型インフルエンザ等発生時は、「2. (1) 新型インフルエンザ等対策の実施体制」(P3～P4)の役割に基づき、各連絡窓口部門が関係機関と連携し、新型インフルエンザ等対策本部に情報を共有・集約します。

関係機関との連携にあたっては、各関係機関の業務継続状況に関わらず、GSK単独で重要業務が継続的できるよう留意します。

<新型インフルエンザ等対策本部体制および関係機関との連携>



### 3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### (1) 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

新型インフルエンザ等発生時にも、新型インフルエンザ等対策特別措置法で求められる医薬品の製造および販売を継続できる社内体制を確保するために、以下の対策業務を行います。

##### ① 新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

< 平常時 >

- ・ 新型インフルエンザ等対策に関する情報収集を行います。
- ・ GSK 社員に対して感染予防・拡大防止のための情報提供・教育を行います。
- ・ 重要業務の継続に必要な部門単位で業務継続計画を作成します。
- ・ 感染予防・拡大防止の備品の整備・備蓄を行います。

< 新型インフルエンザ等の脅威が高まった場合 >

- ・ 下記 GSK パンデミック判定ガイド等を利用して脅威を評価し、新型インフルエンザ等対策の 指針とします。
- ・ 新型インフルエンザ等対策本部を設置・運営し、情報収集、関係機関との連携、社員の安全確保、重要業務の継続を行います。

## GSK パンデミック判定ガイドと実施する新型インフルエンザ等対策

### パンデミック判定ガイドの使用説明

- A. パンデミック指数カリキュレーターで、各質問に対し適切な回答を選択します。回答それぞれの点数を加算し、パンデミック発生の「総得点」を計算します。
- B. 「総得点」に基づき、推奨される GSK のパンデミック対策を精査します。
- C. 適切な対策を講じ、必要に応じて GSK グローバル本社の承認を求めます。
- D. 脅威が続いている間は、毎週または毎月精査します。

### パンデミック指数カリキュレーター

カテゴリー	1 点ずつ	2 点ずつ	3 点ずつ
GSK 社員の近くのコミュニティにおける二次発病率（国内または地域内で 1～2 週間以内に発生した新患者）	不明 / 低 (<5%) (1 点)	中 (5～15%) (2 点)	高 (>15%) (3 点)
GSK のインフルエンザ関連欠勤率（病気、学校閉鎖などによるもの）	低 (<2%) (1 点)	中 (2～15%) (2 点)	高 (>15%) (3 点)
国内の致死率（死亡数 / 100）	<0.1% (1 点)	低 / 中 (0.1%～1.0%) (2 点)	高 (>1.0%) (3 点)
重要な政府対策（全国規模での学校閉鎖や公共機関の閉鎖、抗ウイルス薬の交付、国境閉鎖など）	なし (1 点)	局所的な対策のみ (2 点)	全地域 / 全国規模での対策の実施 (3 点)
現地公衆衛生対応の有効性（必要に応じて、全国および現地での有効性）	十分に機能し有効 (1 点)	効果あまり出でない地域あり (2 点)	全国規模で十分または効果的に機能していない (3 点)

総得点： \_\_\_\_\_



**GSKの新型インフルエンザ等対策（上記の総得点に基づく）**

対策	得点		
	5点～9点	10点～13点	14点～15点
<b>社員の保健対策</b>			
インフルエンザの予防および感染に関する教育。現地での標識の掲示。衛生規範および清掃の改善。	実施	実施	実施
季節性インフルエンザの予防接種および旅行中の健康管理	実施	実施	実施
欠勤および病欠管理手順の変更	準備	実施	実施
重要業務継続に必要な社員への抗ウイルス薬の処方および配布のプロセスを特定（拠点をベースとしていない社員および家族が全国配布プログラムに参加するよう奨励）	準備	プロセスをテスト	実施
重要業務継続に必要な社員を個人で特定	推奨せず	準備	実施
重要業務継続に必要な社員に抗ウイルス薬を配布し、抗ウイルス薬を使用する時期と方法を指導	推奨せず	準備	実施 - 本社承認が必要
<b>拠点 / 事業部の対策</b>			
<b>拠点の連絡方法</b>			
GSKサイト・ステータス・ホットライン、Eメール、現地のコミュニティページを利用し、GSKコーポレート・コミュニケーションのメッセージに沿って、社員に連絡を行う。	実施	実施	実施
入口、掲示板等に、ウイルス感染を予防するためのメッセージを記載した標識を設置する。 例) 業務時間中に病気の兆候を示した社員向けの手順、衛生規範、社会距離戦略、セルフサービスの健康診断の連絡、在宅勤務	実施	実施	実施
<b>社会距離戦略</b>			
ウイルスの拡散を制限するため、拠点にいる社員はGSKの施設を使用している間、同僚から1メートルの距離（推奨）を保つことが推奨される。	実施準備	実施準備完了	実施
ミーティング場所（会議室、カフェテリアなど）は、社会距離戦略に対応することができる。会議室予約システムは一時停止される。場所の予約は、サイト・オペレーションが直接管理する。	実施準備	実施準備完了	実施
社会距離戦略の効果を最大限に高めるよう、カフェテリアのサービスを変更する。	実施準備	実施準備完了	実施
拠点が開放されている限り、通常の立ち入りを継続する。	推奨せず	準備	実施

GSK拠点の立ち入りを制限・閉鎖しなければならない場合、在宅勤務を検討する。	推奨せず	準備	実施
業務継続のため、勤務時間を延長する必要がある部門の人事手続きを行う。	実施準備	実施準備完了	実施
<b>清掃および消毒</b>			
人通りの多い入り口や共用エリアで、手の消毒液が利用できるようにする。手洗い場で現在利用できる石鹼タイプに変更してはならない。	実施	実施	実施
建物の入り口ドア、階段のレール、エレベーターの表面、および手が接触する可能性の高いその他の公共スペースでの拠点清掃サービスを増やして、通常の業務時間中に表面の除染を実施する。	準備	実施	実施
<b>インフルエンザの症状が現れた人物の管理</b>			
インフルエンザを発症した可能性のある人物がどのように行動すべきかに関するパンデミック時の定期的な情報伝達は、建物の入り口、社内のウェブサイトに掲示される。	実施	実施	実施
拠点でのインフルエンザの拡散を減らすため、出勤管理手順を変更する。	実施準備完了	実施	実施
通常の拠点緊急事態対応手順に従う。	実施	実施	実施

## ② 発生時の人員計画と業務継続方法

業務継続に不可欠な部門を以下の通り定義し、社員の出勤率が低下した場合でも（40%の社員が2週間欠勤を想定）、当該部門は業務継続できるよう各部門は業務継続計画を作成します。

各部門の業務継続計画には以下項目を含むものとします。

- ・ 業務継続に必要な人員数・能力
- ・ 業務委託先
- ・ 情報管理
- ・ 業務実施場所
- ・ I T
- ・ 設備・什器・備品
- ・ 経費
- ・ 業務手順書

発生時は一部業務を縮小・中止し、医薬品の製造・販売・配送業務の継続を優先させます。

感染リスクを低下させるため、会議の制限や在宅勤務の奨励など、上記①記載の新型インフルエンザ等対策を実施し、業務を継続します。

#### <業務継続に不可欠な部門>

- 経営
- GMS（生産・品質保証）
- GMS（物流）
- 安全性管理
- 総務
- 人財
- お客様相談
- 営業企画
- 広報
- IT
- メディカル・インフォメーション
- 経理
- 渉外・医療政策・患者支援
- クリニカルオペレーション（治験薬供給）
- 流通政策
- コンプライアンス
- コミュニケーション

### ③ 業務実施に必要な設備、関係機関との連携

業務実施に必要な設備は総務が検討し維持を行います。

関係機関との連携は、「2.（1）新型インフルエンザ等対策の実施体制」（P 4）の表に記載の通り、コミュニケーション、渉外・医療政策・患者支援、流通政策、GMS（物流）、営業がそれぞれ行います。

## （2）感染対策の検討・実施

### ①職場における感染対策

P 9～10の「GSKの新型インフルエンザ等対策」に従い、職場における社員の感染対策を検討・実施します。

### ②備蓄品の検討、備蓄の実施

感染防止のため、サージカルマスク、消毒剤等の備蓄を行います。

## 4. その他

### （1）教育・訓練

社員に対して、GSK グローバル本社が作成する新型インフルエンザ等の E-Learning 等を提供し、 感染予防・拡大防止のための教育を行います。この教育には新型インフルエンザ等に関する基礎知識、感染予防・拡大防止の具体的方法を含みます。また、他の指定行政機関の長等、関係機関と連携した訓練、新型インフルエンザ等対策本部設置・運営の訓練を実施します。

## (2) 計画の見直し

本業務計画は、最新の科学的知見、政府行動計画等の更新、訓練による検証等を踏まえ、12～18カ月ごとに新型インフルエンザ等対策チームにより見直し、メディカル・アフェアーズの確認を行ったあとに対策本部長の承認を得ることとします。また本計画はコミュニケーションがGSKホームページに掲載します。

以 上

## 改訂履歴

版	発効	改訂履歴
初版	平成26年3月	初版発行
第2版	平成27年11月	組織改定に伴い、組織名称および連携体制等を変更
第3版	平成29年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改定に伴い、組織名称および連携体制等を変更</li> <li>・GMS(生産・品質保証)、GMS(物流)を対策本部体制に追記</li> <li>・本対策の更新の手続きを追記</li> </ul>